

大阪市地区計画等認定連絡協議会規約

制 定 平成 2 年 5 月 1 日
最近改正 令和 3 年 11 月 1 日

(設置)

第 1 条 建築基準法第 68 条の 3 第 1 項、同法第 68 条の 4、同法第 68 条の 5 の 5 第 1 項及び同条第 2 項に係る地区計画の区域内における建築物の容積率制限及び高さ制限の緩和の認定（以下「認定」という。）に関する連絡及び調整を行うために、地区計画等認定連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(意見聴取)

第 2 条 市長は、認定にあたり、地区計画の内容に適合する建築物の交通上、安全上、防火上及び衛生上の支障の判断に関することについて、協議会の意見を聴取することができる。

(組織)

第 3 条 協議会は次の 8 人の構成員により組織する。

計画調整局建築指導部建築企画課長
計画調整局建築指導部建築確認課長
計画調整局建築指導部監察課長
計画調整局建築指導部建築情報担当課長
計画調整局計画部都市計画課長
計画調整局開発調整部開発誘導課長
環境局環境管理部環境管理課長
消防局予防部消防設備指導担当課長

2 市長は、必要があると認めるときは、関係者を構成員に加えることができる。

(会議)

第 4 条 協議会は、原則として毎月第 1 金曜日（該当日が休日の場合はその前日）に開催する。ただし、計画調整局建築指導部建築企画課長が必要と認める場合には別に協議会を開催することができる。

2 協議会の事務は計画調整局建築指導部建築企画課において行う。

3 協議会は構成員の出席により開会する。

4 構成員の代理者の出席は妨げないものとする。

附則 この規則は、平成 2 年 5 月 1 日から実施する。

附則 この規則は、平成 2 年 12 月 1 日から実施する。

附則 この規則は、平成 5 年 12 月 1 日から実施する。

附則 この規則は、平成 7 年 2 月 1 日から実施する。

附則 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。

附則 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

附則 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

附則 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附則 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附則 この規則は、平成 22 年 5 月 31 日から実施する。

附則 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附則 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附則 この規則は、令和 3 年 11 月 1 日から実施する。